

警察職員の賞揚金に関する訓令

(昭和47年2月26日警察本部訓令第1号)

[沿革] 昭和55年7月警察本部訓令第10号、平成6年3月第7号改正

警察本部
警察学校
警察署

警察職員の賞揚金に関する訓令を次のように定める。

警察職員の賞揚金に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、賞揚金に関し必要な事項を定め、もつて警察職員(以下「職員」という。)の士気の高揚を図ることを目的とする。

(賞揚金)

第2条 警察本部長は、警察活動に際し、職員が身の危険をかえりみず職務を遂行したため、負傷し、又は多大の労苦を被つた場合において、これをねぎらい、かつ、賞揚する必要があると認めるときは、別表に定めるところにより、その職員に対し賞揚金を授与することができる。

(雑則)

第3条 前2条に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附則(昭和55年7月29日警察本部訓令第10号)

この訓令は、昭和55年8月1日から施行する。

附則(平成6年3月23日警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

別表

区 分	金 額
1 負傷した者 (1) 全治2週間以上1箇月未満の場合 (2) 全治1箇月以上の場合 (3) 前号に該当する場合において負傷の程度が特に著しいとき 2 多大の労苦を被った者(前項に該当する者を除く。)	50,000円以内 100,000円以内 200,000円以内 50,000円以内
特に必要があると認める場合は、この表の金額をその倍額を超えない範囲内で増額することができる。	